

【小学校 入学準備金】のご案内

申請期間: 10月1日~1月31日

申請はお早めに
お願いします!

壬生町では、経済的理由により学用品費や給食費等の支払いにお困りの家庭に対して、学校でかかる費用の一部を援助することにより、児童・生徒が安心して通学できるように支援する制度を設けています。このたび、制度を拡充し、平成 30 年度に入学する 1 年生を対象に、「入学準備金」を支給します。

援助を希望される方は、下記の内容をご覧ください。ご不明な点がございましたら、学校教育課までお問い合わせください。

★ 支給の対象となる方

- ・ 来年度小学校に入学するお子様がいる方
- ・ 壬生町に居住している方
- ・ 『平成 29 年度就学援助制度』（準要保護）の認定基準に該当する方
- ・ 生活保護を受けていない方
(生活保護を受給中の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため、この制度は支給対象外となります。)

★ 申請方法および添付書類

- ◎ 申請方法 10月1日~1月31日【必着】までに、壬生町教育委員会に申請書を提出
※郵送の場合、同封した封筒に切手を貼り投函してください。
(2月1日以降に転入された方につきましては、認定事務の都合上2月末【必着】までに申請をお願いいたします)

※就学時健診時に受付の教育委員会事務局職員に提出することもできます。
入学予定の小学校・役場出張所への提出はできませんのでご注意ください。

- ◎ 添付書類 振込先がわかる通帳のコピー

申請する場合の注意点

- ・ 平成 29 年度（平成 28 年中の所得）の申告がお済みでない方が世帯にいる場合は、必ず、税務署または壬生町役場税務課で申告をお願いします。
- ・ 平成 29 年 1 月 2 日以降に町外から転入した方が世帯にいる場合は、転入前の市区町村が発行する「平成 29 年度の所得証明書」等の提出が必要となります。

★ 支給金額・支給時期等

支給金額：40,600円

支給時期：平成 30 年 2 月末予定（2 月中に申請した方は 3 月末予定）

支給方法：保護者様の口座にお振込みをさせていただきます。

★ 【参考】就学援助（準要保護）認定となる世帯

生活保護に準ずる程度困窮している世帯

平成 29 年度 『モデル世帯』 認定の基準となる所得金額の目安	世帯人数	2人	3人	4人
	世帯構成		大人1人 新小学生1人	大人1人 新小学生1人 中学生1人
前年中の同一世帯 全員の総所得金額		140万円程度	200万円程度	230万円程度

※認定の基準となる所得金額の目安額は世帯構成、年齢等によって異なります。

※同一世帯全員とは、住民登録上の世帯の別にかかわらず、同一住所で生計を一つにする方全員のことを指します。

※審査に必要な書類が不足している場合は、必要に応じて書類の提出を求めます。

★「入学準備金」支給までの流れ

～1月31日までに申請した場合～

◆平成29年9月中

「平成29年度就学援助費交付の認定申請書（兼同意書）」
送付（この通知です）

◆平成30年1月末日

「平成29年度就学援助費交付の認定申請書（兼同意書）」
提出締切

◆平成30年2月中

支給決定・不決定の通知を各家庭に送付

◆平成30年2月末

「入学準備金」振込予定

★ 認定について

- ・ 世帯全員の所得状況や生活状況及び民生委員の所見を総合的に審査し、認否を決定します。
- ・ 生活状況等の確認をするため地域の民生委員による訪問があります。
※ 民生委員には守秘義務があり、知りえた秘密を外部に漏らすことは絶対にありません。

★ 注意事項

- ・ 今回「入学準備金」の支給を受けた場合でも「平成30年度就学援助制度」を希望する場合には、小学校入学後に再度申請が必要となります。
- ・ 今回「入学準備金」の支給を受けた方は、小学校入学後の就学援助制度からは「新入学学用品費」が支給されません。
- ・ 「入学準備金」支給後、平成30年4月1日以前に町外に転出した場合は返金していただきます。
- ・ 「入学準備金」は平成29年度の就学援助制度の基準によって審査をし、小学校入学後の就学援助は、平成30年度の基準によって審査をしますので、審査結果が異なる場合があります。
- ・ 入学準備金の支給対象外となった方が、小学校入学後に就学援助の認定となった場合は、「新入学学用品費」として同額を支給します（7月下旬）。

★ その他、ご質問等がございましたら下記連絡先までお問い合わせください。

〒321-0292 壬生町通町 12 番 22 号

壬生町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育係 （電話：0282-81-1870）

※受付は土日祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分となります。